

大阪市水道技術管理者の設置及び職務等に関する規程の運用について

制 定 平成27年11月6日水道局長決

最近改正 令和7年3月31日総務課長決

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市水道技術管理者の設置及び職務等に関する規程（平成27年大阪市水道事業管理規程第29号。以下「規程」という。）第5条第2項に基づき、必要な事項を定める。

(補助者の職務等)

第2条 規程第5条第2項の別に定める補助者及び補助者の職務は別表のとおりとする。ただし、別表に定める者が技術管理者である場合は補助者とならない。

2 補助者は、前項に定める職務の執行状況を、定期又は隨時に技術管理者へ報告しなければならない。ただし、その所掌事務について、決裁その他の手段により技術管理者が当該状況について了知した場合は、この限りでない。

附 則

この内規は、制定の日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

規程第3条第1号関係	局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事（以下「理事」という。）、総務部長、工務部長、浄水統括担当部長、水道センター統括担当部長、総務部管財課長、工務部計画課長、同部土木施設課長、同部技術監理担当課長、同部設備課長、同部配水課長、同部東部水道センター所長、同部東部水道センター維持担当課長、同部西部水道センター所長、同部南部水道センター所長、同部北部水道センター所長、同部柴島浄水場長、同部庭窪浄水場長、同部豊野浄水場長、同部設備保全センター所長
同条第2号関係	理事、工務部長、浄水統括担当部長、工務部土木施設課長、同部設備課長、同部水質管理研究センター所長
同条第3号関係	理事、工務部長、水道センター統括担当部長、工務部給水課長、同部東部水道センター所長、同部西部水道センター所長、同部南部水道センター所長、同部北部水道センター所長
同条第4号関係	理事、浄水統括担当部長、工務部水質管理研究センター所長
同条第5号関係	理事、総務部長、浄水統括担当部長、総務部研修・厚生担当課長、工務部柴島浄水場長、同部庭窪浄水場長、同部豊野浄水場長
同条第6号関係	理事、浄水統括担当部長、工務部柴島浄水場長、同部庭窪浄水場長、同部豊野浄水場長
同条第7号関係	理事、浄水統括担当部長、水道センター統括担当部長、同部東部水道センター所長、同部東部水道センター維持担当課長、同部西部水道センター所長、同部南部水道センター所長、同部北部水道センター所長、同部柴島浄水場長、同部庭窪浄水場長、同部豊野浄水場長
同条第8号関係	特に指定しない。
同条第9号関係	特に指定しない。